

## 稟議・決裁規程

### （目的）

**第1条** この規程は、一般社団法人全日本テコンドー協会（以下「当法人」という。）の組織運営の適正化、円滑化を図るため、稟議決済及び支払伺に関する必要事項を定める。

### （稟議）

**第2条** 稟議は、専門委員会委員長等別表1に定める起案責任者が次に定める事項について、別表1に定める決裁権者の承認を受けることをいう。

(1) 事業計画に基づき予算化した事業の執行（予算執行の事前稟議）

(2) 理事会が承認した予算・事業計画に定めなかった事業の執行

(3) 契約書の締結

(4) 専門委員会・事務局の所管事項のうち別表1に定める重要な事項（方針稟議）

**2** 起案責任者は、決裁権者に対し、必要事項を記載した稟議書を提出し、かつ実行予算書、契約書等必要な書類を添付するものとする。

**3** 起案責任者は、前項の稟議書の起案、提出を事務局に指示し、起案責任者に代わり起案、提出させることができる。

**4** 起案責任者は、稟議書の起案、提出にあたり、必要に応じ、事前に稟議内容を関係する他の専門委員会、事務局等に回付の上意見を聴取し、調整を図るものとし、稟議内容につき関係者間の意見が一致しない場合には、稟議書にその内容を理由も含め記載しなければならない。

### （支払伺）

**第3条** 支払伺は、専門委員会・事務局等が予算を執行した場合に発生する支払を処理することを目的とし、別表2に定める起案責任者が別表2に定める決裁権者の承認を受けることをいう。

**2** 起案責任者は、決裁権者に対し、必要事項を記載した支払伺書を提出し、かつ実行予算書、契約書等必要な書類を添付するものとする。

**3** 起案責任者は、前項の支払伺書の起案、提出を事務局に指示し、起案責任者に代わり起案、提出させることができる。

### （起案・回議等）

**第4条** 稟議書・支払伺書には、決裁権者が捺印する。

**2** 事務局は、稟議決済の結果について、速やかに起案責任者に通知する。

**(監査)**

**第5条** 監事は、役職員に対して、必要に応じて、本規程に基づく稟議・支払伺の実施状況及びその内容につき報告を求めることができる。

**(改廃)**

**第6条** この規程の改廃は、理事会の決議を経なければならない。

附則〔2019年7月19日制定〕

この規程は、2019年7月19日から施行する。

附則〔2024年7月28日改正〕

2024年7月28日に改正された条項は同日から施行する。

【別表 1】

1. 専門委員会所轄事項

起案責任者：専門委員会委員長

決裁権者：

|                                                                                                      |      |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 事業の方針を大きく変更する場合                                                                                      | 理事会  |
| 予算が 100 万円以上の事業                                                                                      | 理事会  |
| 事業計画に沿った事業執行に関する事項のうち以下の事項<br>①予算が 20 万円以上の事業執行<br>②従前と事業執行方針を変更する場合<br>③利害の関係する他の専門委員会と意見が一致しなかった事項 | 専務理事 |

2. 事務局所管事項

| 事項                                                             | 起案責任者 | 決裁権者 |
|----------------------------------------------------------------|-------|------|
| 予算に基づく執行のうち 10 万円を超えるもの                                        | 専務理事  | 専務理事 |
| 予算に基づく執行のうち 10 万円以下のもの。但し、規程により理事会・専務理事等他の機関の承認が必要とされているものを除く。 | 担当事務局 | 事務局長 |
| 予算・事業計画時と方針を変更する場合                                             | 事務局長  | 専務理事 |

【別表 2】

1. 専門委員会・事務局所轄事項

起案責任者：別表 1 に同じ

決裁権者：

|                                                      |      |
|------------------------------------------------------|------|
| 予算または決裁された稟議・決裁書に基づく支払いのうち、銀行振込によるもの                 | 専務理事 |
| 予算または決裁された稟議書に基づく支払いのうち、銀行振込以外によるもので、金額が 10 万円を超えるもの | 専務理事 |
| 予算または決裁された稟議書に基づく支払いのうち、銀行振込以外によるもので、金額が 10 万円以下のもの  | 事務局長 |